

新型コロナウイルスの対応について（第 33 報）

2021 年 7 月 9 日

「緊急事態宣言」延長および、「まん延防止等重点措置」解除等について

政府は 7 月 8 日、東京都に「緊急事態宣言」を発出し、期間を 7 月 12 日から 8 月 22 日とすることを決定しました。また、沖縄県で続いている「緊急事態宣言」や埼玉、千葉、神奈川および、大阪に適用されている「まん延防止等重点措置」は 8 月 22 日まで延長し、北海、愛知、京都、兵庫および、福岡については 7 月 11 日で解除することを決定しました。

当社は今回の決定を受け、本社および、札幌支店の在宅勤務は 7 月 11 日をもって解除します。また、東京地区の業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 8 月 22 日まで延長します。

【現在、在宅勤務実施中の地区】

・東京地区 8 月 22 日まで

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。